

平成29年議員提出議案第1号

江南市手数料条例等の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月28日提出

江南市議会議長

牧野圭佑様

提出者

森 ケイ子
東 義喜
掛布 まち子

提案理由

この案を提出するのは、放課後児童健全育成事務手数料の平成30年度以降の値上げを中止し、子育て世代の負担軽減を図るため、改正する必要があるからであります。

江南市手数料条例等の一部を改正する条例（案）

（江南市手数料条例の一部改正）

第1条 江南市手数料条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表2 民生関係の表中「4,000円（ただし、7月は4,700円、8月は6,000円とする。）」を「3,000円（7月は3,300円、8月は4,000円とする。）。ただし、長期休業日等（江南市立学校管理規則（昭和34年教育委員会規則第1号）第6条第2項第1号から第4号までに掲げる休業日及び市長の定める日をいう。以下同じ。）のみ利用する場合における額は、日額200円に当該月において同サービスを利用する日数を乗じて得た額（ただし、その額が、4,000円を超える場合にあっては、4,000円。）」に改める。

（江南市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 江南市手数料条例の一部を改正する条例（平成28年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中、長期休業日等のみ利用する場合における額に係る部分は、平成29年7月1日から施行する。

(参 考)

江南市手数料条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

江南市手数料条例（第1条関係）

新			
(区分及び金額)			
第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。			
別表(第3条関係)			
2 民生関係			
区分	単位	金額	備考
ホームヘルパー等派遣事務の項～母子家庭等日常生活支援事務の項 (略)			
放課後児童健全 育成事務	1月	<u>3,000円（7月は3,300円、8月は4,000円とする。）。ただし、長期休業日等（江南市立学校管理規則（昭和34年教育委員会規則第1号）第6条第2項第1号から第4号までに掲げる休業日及び市長の定める日をいう。以下同じ。）のみ利用する場合における額は、日額200円に当該月において同サービスを利用する日数を乗じて得た額（ただし、その額が、4,000円を超える場合にあっては、4,000円。）。</u>	(略)
心身障害者小規模授産事務の項～在宅障害者地域活動支援センター事務の項 (略)			

旧

(区分及び金額)

第3条 手数料の区分及び金額は、別表のとおりとする。

別表(第3条関係)

2 民生関係

区分	単位	金額	備考
ホームヘルパー等派遣事務の項～母子家庭等日常生活支援事務の項 (略)			
放課後児童健全 育成事務	1月	<u>4,000円(ただし、7月は4,700 円、8月は6,000円とする。)</u>	(略)
心身障害者小規模授産事務の項～在宅障害者地域活動支援センター事務の項 (略)			

江南市手数料条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>平成30年4月1日から平成31年3月31日</u> <u>までの間における放課後児童健全育成</u> <u>事務に関する別表2民生関係の表放課後</u> <u>児童健全育成事務の項の規定の適用に</u> <u>ついては、同項中「4,000円」とあるの</u> <u>は「3,500円」と、「4,700円」とある</u> <u>のは「4,000円」と、「6,000円」とあ</u> <u>るのは「5,000円」とする。</u></p>